

議 事 日 程 (第1号)

平成21年12月18日(金曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
日程第4 議員派遣の件
日程第5 一般質問
日程第6 議案第77号 東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例について
日程第7 議案第78号 東白川村国民健康保険税条例について
日程第8 議案第79号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第11号)
日程第9 議案第80号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第10 議案第81号 平成21年度東白川村老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第82号 平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12 議案第83号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第6号)
日程第13 議案第84号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第85号 財産の取得について
日程第15 議案第86号 工事請負契約の締結について
日程第16 議案第87号 茶業振興に関する意見書について
日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江真一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	総務課長	樋口光一
村民課長	安江弘企	産業建設課長	松岡安幸
教育課長	安江宏	国保診療所 事務局長	安江裕尚
建設係長	樋口章久	税務係長	今井義尚

農務係長 今井英樹

監査委員 安江正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記 河田 孝

開会及び開議の宣告

議長（安江 浩君）

ただいまから平成21年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（安江 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江利英君、2番 服田順次君を指名します。

会期の決定について

議長（安江 浩君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの5日間に決定しました。

例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

議長（安江 浩君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成21年12月18日、東白川村議会議長 安江浩様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成21年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1．検査の対象 平成21年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2．検査の時期 平成21年9月28日、平成21年10月22日及び平成21年11月24日。

3. 検査の結果 平成21年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査の結果報告、別冊になっておりますので、よろしくお願ひします。

定例監査結果報告。地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年10月15日、19日及び同月21日、24日の4日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定によって報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。平成21年12月18日。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。東白川村長 安江眞一様。東白川村議会議長 安江浩様。

監査の主眼

1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
2. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法 前半（書類審査）

1. 平成21年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。
2. 平成21年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成21年9月末の各課の備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
4. その他関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。
2. 平成21年度各工事の進捗状況と平成20年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果

平成21年度一般会計と特別会計を合わせた予算総額は37億1,484万8,000円で、平成21年9月末現在の予算執行状況は、収入済額21億5,359万1,719円、支出済額14億4,758万8,993円で、差引残高は7億600万2,726円であり、その保管状況は、いずれもめぐみの農協で、普通預金3億1,324万6,423円、当座預金2,443円、定期預金4口で4億円、村営住宅定期預金2口で90万9,600円であります。予算執行率は39%で前年度同期の45.1%に比べ6.1ポイント下回っています。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると2億935万7,834円増の5億9,917万4,167円です。その内容は、定期預金18口、普通預金1口、土地1件であります。基金が大幅に増加したのは、20年度に財政調整基金に2億円を追加したためです。

出資証券等保管状況は、(株)岐阜フットボールクラブ出資金100万円、地方公営企業等金融機構出資金20万円などが増加し1億2,305万4,000円であります。その内容は、出資証券14団体、証書77

枚1,684万2,500円、株券9団体、47枚(2,077株)1億221万1,500円。債権1団体400万円でありま
す。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は的確であり正確であることを認
めます。

以下、各課別に意見を申し上げます。

村民課

村税等の9月末の滞納額は以下のとおりです。括弧内は20年度の同期ですが、括弧内は朗読を省
略します。

村税(村民課)2,521万7,071円。国民健康保険料(村民課)2,205万464円。介護保険料(村民
課)28万7,600円。CATV使用料(総務課)137万6,805万円。有線放送電話使用料(総務課)21
万2,200円。簡易水道使用料(村民課)75万9,943円。後期高齢者医療保険料(村民課)15万2,100
円。合計5,004万6,683円。昨年の同期は6,136万6,166円です。

村税等の滞納状況を昨年の同期と比較しますと、後期高齢者医療保険料は増加していますが、村
税、国保保険料などはすべて前年より減少しています。金額で約1,132万、前年対比では82%にな
ります。決算審査の折に村税等滞納対策連絡会議を立ち上げ全庁的に取り組むとの話を聞きました
が、あわせて嘱託徴収員を設置し、新たな滞納者を出さない取り組みなど大きな成果があらわれて
います。引き続き滞納額減少の対策を期待します。

地域医療センター

病院が診療所に模様がえして2年目になりました。医師の2名体制は昨年と変わりませんが、1
名は村内在住ということで少しは不安も解消されたと思います。ただし、研修などで1名のときも
あり、緊急搬送の患者がある場合などは外来者に迷惑をかけることもあるようです。

CATVの番組で、「健康見たもん勝ち」が放送されていますが、わかりやすく好評のようです。
村民の不安を少しでも取り除くことができる番組と思いますので、続けてほしいと思います。

産業建設課

久須見地内にトンネル工事が発注され、先日、白川町黒川へ貫通し、セレモニーも実施されまし
た。通行できるのはまだ先のことと思いますが、便利になることは確かです。また、5月ごろから
トンネルの見学会が行われ、村民の約1割が入坑され、貴重な体験ができたと思います。関係者に
敬意を表します。

優良農地の荒廃が進んでいることは昨年も申し上げたと思いますが、高齢化が進み、担い手がな
い等理由もあると思われますが、営農対策をみんなで考えることも必要と思います。

補助事業等で取得した各施設の中で、活用されていないペットボトルの工場の改善計画が進んで
いないようですが、早急に改善計画を立てる必要があると思います。なお、ストックヤードについ
ては今後の利用計画があるようですので、見守りたいと思います。

教育委員会

現在、教育委員会では小学校の大規模改造工事、太陽光設備工事、中学校屋根改修工事等学校関

連の多くの工事が発注されています。授業と並行で何かと不都合も生じるとは思いますが、両者に適切な指導をお願いします。

立村120周年記念事業で実施された中部フィルハーモニーのコンサートは、多くの村民を魅了させました。感動して会場を後にされた方も多かったと思います。また、中学生も貴重な体験ができ、思い出に残ることと思います。

むすび

平成21年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には多忙の中、懇切丁寧に説明をしていただき、また多くの資料を提出いただきありがとうございました。

21年度9月末の一般会計の予算規模は、昨年の同期と比較すると39%増の25億1,900万円です。これには、20年度からの繰越事業4億5,000万円も含まれています。うち3億円余りは小学校の大規模改造工事であり、現在着々と工事が進んでいます。定額給付金事業のように既に事業が完了したのもありますが、未発注の工事もあるようですので、早急に対応し、経済対策の一助となるようにしてください。

国の緊急雇用対策として事業が出され、村や森林組合、商工会などで雇用の増進が図られています。特筆すべきは、森林組合が委託を受け実施している白川の環境保全事業では、ヤナギ、ススキ、雑木などが伐採され、白川の景観が一段と美しさを増しました。また、その伐採された柳等を丁寧に片づけてみえた村民を見ることもできました。引き続きこの対策がなされるかわかりませんが、本流のみならず支流も実施してほしいと思います。

現在、国では大規模な追加経済対策が打ち出されています。地方へ配分される枠は不明ですが、有効に活用できる事業があることを望みます。

間もなく22年度予算の編成も始まると思います。長引く不況で税収の落ち込みが予想され、事業の仕分けなどが行われ、今までにない厳しい予算編成と思いますが、村の事業の見直しも余儀なくされることと思います。ここは英知を結集し、村民がひとしく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

議長（安江 浩君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

議員派遣の件

議長（安江 浩君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

- 1．お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成21年12月23日、議員全員。
- 2．東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、はなのき会館、平成22年1月5日、議員全員。
- 3．平成22年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成22年1月10日、議員全員。
- 4．中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成22年1月27日、派遣議員は安江祐策氏。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告いたします。

つきましては4件ございますが、お目を通しておいていただきたいと思います。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（安江 浩君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

まずもって、本日は老人クラブ、女性部の皆様、それから一般から3名の方、議会の傍聴においていただきましてありがとうございます。こういった機会をとらえて、村政にますます興味を持っていただきますとともに、また御意見もちょうだいしていただけたらありがたいなというふう感じておるところです。どうも御苦労さまでございます。

それでは、今回はむくハウス夢広場における里親制度についてということで質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

先般、子育てママさんの会から、むくハウス夢広場を利用して里親制度の場として活用したいとの話があり、内容の説明を受けたところ、その趣旨に賛同し、できれば具体化していくべきだと思いましたが、実現していくための方向に進んでいくためには、村当局の支援、協力なくしてはできにくいと考えましたので、この件につきまして、今後どのように対応していただけたらいいか伺いたいと思います。

御存じのように、むくハウス夢広場は、旧越原保育園跡地の有効利用として、子育てママさんの会からの要望で、学童保育の場として活用されており、過去3年間余の実績等を見ると、かなりの評価ができるものと思います。

さらに今回、そのスケールアップと申しますか、里親制度、正確に言いますと、里親委託型ファミリーホーム小規模住宅型児童養成所の設置事業ということだそうで、内容につきましては、簡単に言いますと、五、六人の委託児童・生徒の自立支援を行っていくというもので、このことをむくハウス夢広場で行っていきたいとの要請が村当局や議員に対してありましたので、議会としてはもちろんのことですが、行政としてもそれなりの方向づけをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、この事業を立ち上げることにより、村の活性化という点に対しても効果が出てくると思うのです。村内この地で五、六人の児童・生徒を養育し自立支援を行うことにより、確実に小・中学校の児童・生徒が増加します。そして、この地での生活基盤ができるため、衣食住に対する消費拡大等により、いろいろな面での波及効果、また人材雇用の場ともなり、かなりのメリットも期待できると思いますし、そして何よりもこのことを考え、進めていこうという人たちの村の活性化に少しでも協力していきたいという熱い思いを大切にしなければならないと思うのです。ただ、この件を進めていく上で、いろいろな制約、条件の中で、土地については借地であるがゆえの契約に対する制約、建物については、改造、改築等に対する諸条件、費用の問題、そして国や県の補助制度

関係の対処方法等、この状況の中、さまざまな諸問題が出てくるものと思われませんが、当然、1人、2人の村民が善意だけでこれらに対応していくことは非常に困難であると考えられ、行政等の強力な支援が必要不可欠になってくるものと思われませんが、いかがでしょうか。

また、多方面での支援の動向としましては、先般行われました商工会と議会の懇談会の折に、商工会女性部の方からもこの里親制度を強力に応援していきたいとの心強い言葉もいただいております。ともすれば殺伐としたこの社会情勢の中で、村の先行き、少子化問題まで考え、村を何とかしたいという考え方は本当に立派であると共感しますので、以上、この件につきまして、村当局としてどのように対応されていくのか伺います。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員の御質問にお答えをいたします。

この御質問の里親事業は、小規模住宅型児童養育事業でございまして、児童福祉法に基づいて里親となることを希望する方に子供の養育を任せる制度でございまして。養育にかかる費用は国が2分の1、県が2分の1と決められております。そのほかに設備にかかる費用の補助もございまして。議員の言われる子育てママさんの会の責任者の方には、今年度の年度初めにお話を伺いました。そのときに、支援をすることはお約束をしております。そして、事業主のほかのスタッフを決めていただくように申し上げました。3名の方のスタッフが必要でございまして。以後、議員の皆さんにも相談されたようで、その後、先日お見えになりました。私の申し上げたことはちょっと進んでいないようでございまして。1人の方が事業者として、そのほかに一緒にやっていただく方があと2名、そしてまた、たくさんの、今議員がおっしゃいましたように、お手伝いされる方の仕事もあるようでございまして。この事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適當であると認められた児童に対しこの事業を行い、住居において児童館の相互作用を生かしつつ児童の自立性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援すると書いてございまして、複数の子供が家庭の温かさに触れて成長することが目的であります。要望されている方は資格、経験ともに豊かであり、子育てママさんの会の責任者として、越原保育園の跡地を利用し、子育てに協力していただいております。今まででも里親として子供を養育された経験もあるそうでございまして。

そこで、議員御質問の村がこの件に関してどのようにかかわるかという御質問でございまして、事業の周辺の問題について、場所であるとか設備であるとか、そしてまた届け出であるとか、そういうことについては支援はできるし、やるつもりであります。本質的なことは、やはり御自身で考えていただかなくてはなりません。それは、事業主のほかに事業に参加される方2名必要でございまして。そのほかにも協力していただく方が必要でございまして。幸い御家族は賛成をしておられるそうでございまして、大丈夫であろうと思っております。子供数名を家庭的に育てる、並大抵のことではございまして。事業主の思いに賛同し、実務に当たる方があることを祈っております。

また、村への今後の御相談のときは、窓口は診療所の局長といたします。また、その折に子育てママさんの会の方々のアンケートも見せていただきました。要約すると、趣旨には賛成であるが、ママさんの会で里親ファミリーホームを運営することは疑問があり、分けて考えてほしい。ママさんの会はたくさんの人に利用してもらい、子供たちが楽しく遊べて助かる。それから、ママの会をもっと発展させてほしい。それから、里親事業は村が人を雇ってやるとよいというようなアンケートの結果が出ております。そういうことでございますので、越原保育園跡地を、御希望の場合は子育てママさんの会の皆さんにも了解をいただき、両立していくようにしたいと思いますし、場所については、ほかの場所ももちろん村の方でも相談にこたえたいと思っております。制度や補助金について詳しいことは係の方から御説明をいたします。

議長（安江 浩君）

診療所事務局長。

国保診療所事務局長（安江裕尚君）

それでは、この里親事業の担当課であります診療所の方から制度の説明をさせていただきます。

さきに村長から説明がありましたこの事業の目的は、保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められた児童に対して、この小規模住居型児童養育事業ファミリーホームにおいて、児童の自立性を尊重し、基本的な生活習慣を確立及び豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としているということです。

それから、設置及び運営の主体は岐阜県が適当と認められた者、ファミリーホームの職員で、養育者、保護者を含めて3名以上の職員に委託した対象児童 里子といいますが 5名から6名までを養育できる事業であります。また、施設内の基準については、対象児童、里子に合った必要な施設であることとなっています。この施設でいいますと、まず児童の日常生活に支障のないよう必要な設備があるということと、それから居間、食堂等、児童が相互交流することができる場所があること。それから、ふる、洗面所、便所、子供の部屋を有しており、年齢に応じて男女の区別をすることと書かれております。それからもう1点、ここでいう職員というものですが、特に養育者というのは一応条件がありまして、養育里親として5名以上の登録をし、かつ通算して5年以上の委託児童の養育の経験がある者。それから、3年以上児童福祉事業に従事した者。それから県が認められた者ということで、この条件がついております。

それから、この事業にかかる経費でございますが、児童保護措置費として、里親手当とか、一般生活費等が定められた金額により、国2分の1、県2分の1を児童相談所から里親に対して支給されるものでございます。なお、対象児童、里子が施設に適しているかを判断するのは児童相談所で、審議した上で里親として判断された場所は、養育者、里親と児童相談所が十分に検討して、里子に合った環境等を留意して決定されるということで、かなりの協議がなされるということになっております。

それから、施設の対象につきましては、この事業ではなくてほかの事業の方で対応することとなります。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（安江 浩君）

1 番、再質問。

1 番（安江利英君）

村長から相談窓口をつけるというお答えをいただきましたので、ある程度、その線ではありがたいなというふうに考えているところですが、この事業につきましては、全国的にも例が少なく、岐阜県は一つもないそうです。特に、先ほど祐策議員からちょっと話を聞きましたけれども、きのうテレビでこれをやっておいて、国としての養護施設がいっぱいになっておいて、何とか対処していきたいということも考えているようですので、今、この制度を村が主体でやっていくということが、岐阜県に一つしかない東白川村の知名度アップにもなるということも思います。

やはりいろいろ制度事業でありますので、補助金とか、いろいろつないでいくためには、村がやって、担当職員をしっかりとつけた方がうまくいくんじゃないかというふうに思っていますが、その辺、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

現在は個人の民間の方からの里親事業の事業主としてやりたいと、そういうことについて話をしているわけでございまして、村が主体になってこういうことをやると、村の職員が行っていくということになると、もちろんそれはこういう切り口でいく場合には村も十分に研究し、またいろんな場面を視察したりしながら立ち上げていかななくてはならないと思います。お恥ずかしい話ですが、私里親ということをやったこともございませんし、まだ見たこともないということでございしますので、今後研究していく課題ではあるかと思いますが、今すぐ村でこれをやっていくと、こういうことにするには少し時間が必要ではないかと、こんなふうに思います。もちろん、議員の皆様方にもこのことについてどのような目的で、今目的は書いてあることは読みましたが、家庭的な場で育てるということが、果たして村が職員を雇ってやることについて、どのような方法でどのような場所で、どんな設備にすればいいのかも今後研究しないとこれはわからないわけでございしますので、これはまた今後の問題ということでございます。今一番早くできるのは、御相談に見えた方が事業主としてやっていただいて、村はその方にできないこと、御相談を受けてお手伝いをしていくというのが一番早いわけでございしますが、今議員のおっしゃいました村がやると、またママさんの会の方にもそういうことを考えておられる方がいるようですが、研究をさせていただきますが、ちょっと今御返答は、村がやるということについては時間をいただきたいと思います。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（安江 浩君）

1 番、再々質問。

1 番（安江利英君）

いつも思うわけですが、こういった事業を始めるときに、この前、臨時会の全協のときもそうでした。教育長の答えあたりでも、かなり足腰が重いわけですね、村当局は。いいことなので、やっぱり前向きに向かっていくという方針をしっかりと出さないと、こういった村はますます過疎に拍車がかかってしまうような気がして仕方がないんです。先ほども申しましたけれども、熱い思いでこれをやりたいという人が見えますので、県あたりとのパイプもかなりつないで見えるそうです。県の感触も非常によろしいようですので、やはりここはどっこいしょと腰を上げて向かっていくという姿勢が大事ではないかと、つくづく思うわけです。善意だけで、2人、3人の方でやっていくということはどうしても無理です。企画部門としてこういうことはどうだというふうにして立ち上げていただけたことを、いいと思うことはどんどんやっていくという姿勢をつくっていくことも大事じゃないかというふうに考えているところですが、これから先どうなるかわかりませんが、本来は教育委員会あたりを窓口にしてもらうとよかったですけれども、診療所のところで窓口をつくるというお答えをいただきましたので、今回はそれでいいというふうに考えているところですが、常に前向きに物を考えていっていただきたいというふう考えております。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

議員おっしゃるとおりだと思います。私も前向きに考えたいということはございますが、村が主体でやるということと、現在の方を支援していくということは切り口が違いますので、村にはいろんな、過疎にならないように活性化していかなければならないということは私も重々承知はしておりますが、ほかにもたくさんのございまして、職員も減らす一方というようなことであるわけで、当然、こういう新しい事業をするということは新しい人を雇うということですので、これも一つの活性化ではあるわけですが、村がやるということになりますと、それだけ村の皆さんに対する事業の優先順位とか、いろいろなことがあるわけで、今度、木造住宅の事業も一つ新しく立ち上げまして、事務所も構えて、新しい人を1名、パートでございまして雇ってやっていくということになっております。これが私としては成功するように努力をしていくのが務めではございますが、幾つもふやしてはできませんよということを言っているわけではございません。このママさんの会の責任者の方が、私がやりたいと言われておりますので、この人に頑張ってもらって、村の方は、この人にできないことを応援していくということでございまして、村がこれをやるということはちょっと切り口が違うということだけは承知しておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

〔3番 今井保都君 一般質問〕

3番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をいたします。

平成22年度の予算編成と村長の行政方針について。

政権が交代して、国の22年度予算編成はどうなっていくのか、まだ具体的なことは不明な段階です。国も県も財政状況は極めて厳しいものがあります。特に県の財政は、21年度末には実質公債費比率が全国ワーストスリーに入りそうなことは、新聞紙上に掲載されておりました。村は20年度決算で村の貯金となる財政調整基金へ2億円積み立てて累計3億3,000万としたものの、22年度には、県は市町村や各種団体への補助金の大幅削減を検討しておりますので、村の予算もどの程度の住民サービスが確保できるのか心配するところです。具体的な数字はともかく、22年度予算編成に向けてどのようなお考えで臨まれるのか。また、立村121年目以降に向けての村長の行政意欲を含めてお聞かせ願いたいと存じます。

2点目は、トンネル工事の残土処理場の活用についてでございます。

美濃東部第3工区農用道トンネル2,070メートルが11月24日に貫通いたしました。東白川村と白川町黒川を最短で結ぶトンネルの果たす役割は大であると思っております。今回、国の事業仕分けで農道整備事業は廃止となっておりますが、一日も早い完成を願うものであります。

さて、このトンネルの残土は東白川の村有地に処理されておりますが、今後は残土処理場をどのように有効活用していくのか。施工業者が撤退する前に計画を立て、それに見合ったように処理場の整備を行っていただきたいと思うわけですが、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

ただいま村では平成22年度の予算編成を始めております。国の新年度予算は、選挙のマニフェストにある子供手当などの新事業が盛り込まれた結果、概算要求総額は95兆円を超えて、前年比7.3%上回る過去最大の規模となりました。しかし、総務省が要求した地方交付税の1兆円増額は事業仕分けで見直しとされました。また、地方が自由に使える一括交付金も提案しておりますが、まだ不透明で、その結果が町村運営に大きく影響するものと考えております。

県の動向は悪い方にはっきりしておりまして、22年度予算において310億円の財源不足であり、岐阜県行財政改革アクションプランを策定し、人件費の抑制や事務事業の見直し、市町村への補助金の削減を打ち出しております。東白川村への影響は約1,500万円くらいとなる見通しでございます。議員御指摘のように村の貯金も少しふえてまいりましたし、借金の率も19.2%と、来年度には18%のラインを超えて自由な村政運営ができると思っておりますが、22年度の予算については気を緩めることなく、また住民サービスも考えながら立案し、議会にお諮りする予定でございます。

また、平成22年度以降の村政運営についてという御質問でございますが、この質問については次の安倍議員の質問とかぶりますので、次の質問でお答えをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、美濃東部農道の件でございますが、農道は事業仕分け、議員のおっしゃるとおりでございますが、この美濃東部農道が対象となるかどうかはちょっと定かではございませんので、私は平成24年度には完成の予定であると信じております。

そこで、残土処理場の活用という御質問でございますが、4年前に私が村長を拝命してから考え続けてまいりました。議員の皆さんにはもちろん、職員にも考えを聞きまして、何かいい方法はないかと思ってまいりました。また、かなり広い場所でございますので、太陽光発電等ができないか、電力会社とも相談をいたしました。そこで得られた結果は、有効利用するには大きなお金が必要であるという結論でございます。いまだにどうするか打ち出しておりません。費用対効果が問われてくるということでございますので、いまだに効果の方が大きい思案が出てまいりません。今までに利用したのは、掘り出した砕石を林道等のやわらかいところへ敷き詰めまして非常にかたくなった。これは議員の皆さんにも、この間ちょっと説明をいたしました。そんなことだけで、非常に有効な場所の利用方法というのが見つからないというのが実情でございます。もちろん何かをつくるためにできたものではありませんので、よろしいわけですが、施工業者は退去する前に地ならしは行っていくと、このように言っておりますので、お願いをする予定でございます。かなり広い場所ができると思いますが、何か有効な、本当にお知恵をいただきたいなあと思っておりますので、また何か考えが浮かびましたら、安く、効果のあるようなことをひとつお聞かせいただけたらうれしいなあと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。完成後の村道の補修、残土のならし方などは課長が補足をいたします。

議長（安江 浩君）

産業建設課長 松岡君。

産業建設課長（松岡安幸君）

まず事業仕分けでございますが、発注者は独立行政法人の森林総合研究所ですが、事業仕分けの方は、独立行政法人関係は1月にあるようなことを聞いております。ですが、恐らくそのまま工事が進んで、24年には完成するのではないかと、こちらは期待しているわけです。

それで、現在東濃の方は11月に貫通をしまして、今の清水建設は来年の6月ぐらいまでにトンネル内の復興や排水の工事を行っていただきます。そこで完了して終わるということですが、その間に残土処理場の方の整地も行っていただきます。その後、トンネル内の照明工事とかは別の業者に発注ということで、平成24年にはすべて完了して通れるようになるというような予定でございます。恵那のインターから美並のインターまで、農道がすべて24年までに完成するという計画になっております。あと、村道の方でございますが、トンネル工事で路面が傷んだということで、清水建設さんの方で路面の補修工事を最後に行っていただく予定になっております。

また、残土処理場の方は5メートル積んで2メートル、5メートル積んで2メートルというような積み方で積んでいきまして、上に二つほどのストックヤード場というか、下に7基、上に2基ありますけれども、上の2基のちょうど高さのところぐらいに最終的にはなるのではないかとというような予定になっておりますので、現在既にトンネルの完了したところで残土を活用しているところ

もあるようですので、そういうところもちょっと現場を見させていただきながら、利用方法も検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

今井保都君、再質問。

3番（今井保都君）

平成22年度予算は、村長の行政意欲がかなり影響してくると感じているわけですが、答弁は3番議員さんの答弁の中でまたお答えされるということで承りたいと思いますが、そんな中での22年度の予算編成でございます。村長が目指す村づくりが、22年度予算に具体的に政策として反映することを私たちは今一番希望しているわけでございます。

それと、県は今申しましたように財政状況はかなり厳しいです。村の予算にも影響があると思います。今現在の経済状況下では、村民の頼るところというか、村民がいろんなことで頼っているのは行政だと私は思っております。その中ですので、22年度予算については、村民の立場に立った予算計上をしてもらいたいと、今から3月議会で具体的な数字は上がってくると思いますけれども、村民の立場に立って予算計上をお願いしたいというふうに思っております。

それと、もう1点は国との関係ですけれども、政権が交代して3ヵ月たちました。県を代表する与党の先生、議員の先生方と一日も早く交流を深めることが村益にかなうのではないかとというふうに考えておりますので、その折にも村の将来像とかを理解してもらいたいというふうに願うわけです。以上の点についてお伺いいたします。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ごもっともな御意見でございまして、御期待に沿うように頑張りたいと思っております。確かに与党の先生方、私も2度ほど会っただけで、元下呂市長の山田先生には面識はあるわけですが、今井先生の方は今度責任者になっておられますので、この方とのコンタクトもなるべく密にして、先ほど冒頭のごあいさつでも申し上げましたように、まず村を知っていただいて、この村はこんな村で、こんなことを考えているよということを見てもらうように、ぜひ村へ一度来て視察をしてくださいというお願いをしておりますので、またその折には議員さんにも一つ仲よしになっていただきたいと思っておりますし、一番初めには、消防の出初め式に招待状を出しておりますので、本人が来ていただけるか、秘書の方かはわかりませんが、そんなつもりでおりますので、どうか今後とも御指導をいただきますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

3番、再々質問。

3番（今井保都君）

次に、トンネルのことですけれども、この事業は今申しましたように、事業仕分けで農道整備事業、厳しい目が向けられております。本当にこの工事が、今楽観的な答えもいただきましたので、安心をしているというか期待をするわけですけれども、もし万が一廃止となった場合には、財源を我々地方にぜひ移してもらって地方でやるような、そういう運動も、もし万が一のときにはそういう対策も講じておいた方がいいのではないかと感じております。

また、この事業は農道をつくる工事とあわせて農地を確保するということが目的であったように思います。残土場は農地に適しているかどうかということはいろんな見方があると思いますけれども、目的を持っておかないと負の財産になりますので、その辺、特に目的を早く持っていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

美濃東部農道ということで、農地をつくることも初めは目的になっておりました。面積が年々減ってまいりまして、予算を削られるたびに農地を広めるということが減ってまいりまして、最終的にはかなりの農地はできてはおりますが、村としても残土捨て場を農地にしてはどうかというような、初めは思っておりましたが、今行ってみますと、農地にするということ、それ自体がすごいことで、石を砕いた山でございまして、それを農地にするということ、何をつくるかという前に、農地にすること自体、つくり土が要るわけでございますので大変だなあとことは思っておりますが、いずれにしても、今議員がおっしゃるように、負の遺産にして厄介者になってしまうということも考えられますので、植樹をしても果たして育つかというような感じを受ける現況でございますので、どのようにしていくか、本当に頭の悩めるところでございますが、今後とも皆様方のお知恵をいただきながらやってまいりたいと考えておりますので、また御指導いただきたいと思っております。

議長（安江 浩君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、新体制における村政の方針ということで質問をさせていただきます。

それに先立ちまして、村長選が来年度行われますので、それについて、村長のお考えをお伺いしたいなと思っております。

さきの定例会で、来年度村長の改選時期となりますことから、引き続いて村政を継続されるのかをお伺いいたしました。まだちょっと時期が早かったものですから、これからいろいろ考慮中であるという御返答をいただいております。22年度予算の編成も近づきまして、新政権にもなりまして、いろいろな課題が山積する中、引き続いての村政運営に意欲を持っておられるようにお見受けしております。決意のほどをお伺いしたいと思います。

それでは、新しい年度における新体制における村政の方針はどのようなかについて質問をさせてい

たきます。

3番の今井議員の方から質問がありましたことと重複するわけですが、新政権になりまして、新しいマニフェスト重点の施策がいろいろなことが新聞報道されまして、新聞紙上、あるいはテレビをにぎわせております。私どもは、長い間同じ政党政権の中にありまして、あまり聞かなくても大体こういう方向でいくであろうという予測が立てられました。その中で施策を継続してやってくることができました。ところが、新しい政権になりまして、「コンクリートから人へ」というような基本方針がなされました。したがって、私どもも今正直言いましてどのように敢行していったらいいのか迷っているのが現状でございます。私たちの村は、御存じのように日本の平均から見ますと少子・高齢化が非常に進んでおりまして、約10年先を行っております。人数的には、村長は3,551人の立村当時の人口を目指しておられますが、10年先の見通しは残念ながら二千五、六百でございます。そして、高齢者の比率が現状の約3分の1、10年後にふえます。子供がその分減ります。そういう状況の中で私どもは村政をやっていかなければならないわけございまして、新しい政権にかわりまして、どのように組み立てていくかが大変重要になることと思っております。

東白川村には、第4次総合計画というのがございまして、これをもとにして今組み立てております。村長は、先ほどの来年度予算方針の中で見直しを来年度かけるということでございますが、当然これはかけていかなければできない状況であります。その中で、今私どもの予算に対するもの、具体的なものはまだこれからでございますので、後ほど村長から方針については説明がございましたので、また改めて発表があると思っておりますが、基本的なことを考えていかなければならないのではないかと。

まず一つ目は、かつての村政の中に企画課というのがございました。これは、村政の村の流れを企画していこうという趣旨で、長い年度にわたって、4次総合計画のような形でございまして、組み立てる課がございまして、それをやっておったわけでございます。今の教育長さんあたりがその課を担当されていたわけでございますが、その当時、夢を語る課のような雰囲気を受けておったわけですが、それが村民の一つの目標になってきたわけでございます。新しい政権になりまして、こういう課を立ち上げることの重要性が必要になってきたのではないかなあと考えています。それと同時に、これは村民の皆さんの意見を聞いていかないと企画はできません。統計をとらないと企画はできないんです。農業がもう悪い悪いと言いながら、どれだけ悪いのか。高齢化になって、何の施設が足りないのかも、皆さんの意見を聞き、統計をとっていかなきゃなりませんので、当然企画課としてはそのような方向づけが必要ではないかなあと考えています。

それからもう一つ、新しい村政を進める上において広報の問題があるんですが、今CATVになりまして、予算の関係からこれ一本ということでございますが、いろんな方向から意見が聞こえてくると、この村政の報告についても村長は月1回やっておられますが、音声というのは聞いてすぐ忘れてしまいますので、これはある程度、昔の村報みたいな形ではなくて、もっと新しい形のものが必要だろうと思っておりますが、今の行政を知らせる方向をしていくこと。それから、お知らせはCATVでやることは当然必要ですが、重要なことについては文章で知らせていただくことござい

す。私も含めまして、少子・高齢化になりまして、聞いたことはすぐ忘れてしまいますので、どうも書いたものがないと不安でございます。高齢化社会へ向けて、広報の仕方もひとつ考えていながら、村政をつくっていただきたいなあとと思います。今、3番議員のこともございましたので、簡単でございますが、まず当初の質問をさせていただきます。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えをいたします。

9月の定例会で今のような質問をいただきましたが、お答えを延ばし、まことに申しわけございませんでした。また、今井議員も今回同様の御質問をいただきました。9月の定例会後、10月に下呂病院の人間ドックに入りまして、体のチェックをしていただきました。現在、高血圧で診療所へかかっていますが、ドックではそれは続けるようにと、それから来年もドックへ来るように言われましたが、そのほかは異常がありませんでした。また、家族のほか相談すべき方にも了承をいただきましたので、来年4月の村長選挙に立候補をさせていただく決意をいたしまして、ここに表明をさせていただきます。議員の方々、村民の皆様、よろしく願いを申し上げます。

4年前、混乱の中で村長を拝命し、無我夢中で走ってまいりました。振り返ってみれば、この4年間、全く素人でございます。村政運営も、住民サービスも、公的なおつき合いも、人生経験も、あわせて勉強させていただいた4年間でございます。私も来年4月には古希を迎えます。もしも村長として再選願えるならば、誠心誠意、私心を捨てて東白川村の将来のために残り少ない命を燃やしていきたいと考えております。折しもことしが立村120周年であり、来年新しく第一歩を踏み出します。立村当時の人口は3,551人ございました。その再現はできないかもしれませんが、それを目標に掲げて、すべての政策の規模と方向を集中させて、東白川村を限界自治体にさせないことはもちろん、地産地消を合い言葉に、村民が助け合い、明るく仲よく豊かに暮らせる東白川村を築いていくことが4年間勉強させていただいた御恩返しと考えております。そして、将来は美しい豊かな自然に囲まれて、衣食住はもちろん、エネルギーも地産地消できるような生活環境、自然の生態系と伝統文化をみずから守り、ふるさとの宝に誇りを持つとともに、都市部への交通アクセスをより改善し、持続可能なふるさとづくりが理想でございます。選挙の折には、ローカルマニフェストを作成し、方向性をお示ししたいと思っております。

また、御質問の直接的な来年度の村政運営については、今井議員にもお答えいたしました。議員御指摘のように、政権も交代し、国の予算が95兆円を超えると伺っておりますが、まだまだ不透明でございますし、岐阜県も310億円の財源不足であります。補助金のカットなど数々の改革を実行しております。東白川村への影響も大きいものと思っております。そのような中から、新年度には第4次総合計画後期基本計画を樹立いたしまして、東白川村の進む道を確立したいと思っております。

また、議員御指摘のように、情報公開はテレビだけでなく、残るものも必要と考えております。

一昨日の首長さん、自治会長さんの会議に20年度の決算等、これはわずか1枚の紙でございましたが、書いたものを配っていただくようお願いをし、村民の皆さんに村の経済状況を知っていただくつもりであります。今後ともこのようなことをやっていくことは、議員の御指摘のように大切かと思っております。広報紙をやめてCATVでやるよという前村長の意思はこれで4年間通してまいりましたので、目的を達したものと考えております。同じようなものをつくるということになりますと、人件費とかいろんな面がございますので、前の広報「ひがししらかわ」と思えば多少寂しいかもしれませんが、皆様方に読んでいただけるようなものも年何回か出していきたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。

それから、企画課設置という御質問でございましたが、現在は総務課の中で企画財政係があるわけでございますので、そこを少し増強いたしまして、新しい課というわけにはまいりませんが、今後の村の行く末を企画していくということは、まことに大切なことでございますので、私も心がけてまいりたいと思っておりますので、また御指導いただきますようお願いを申し上げてお答えいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（安江 浩君）

再質問、安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

昨日の報道で、新しい民主党からのいわゆる力のある幹事長さんの要望でございますが、手厚く交付金制度をいたせという申し込みをなされたと報道されております。これは、地方財源の充実ということでございまして、ただ、今まで小泉政権下において約1兆円超削られたわけですが、我々は非常に苦労してきたわけですが、これに見合う分を新しい交付金制度を創設して地方を救えというのが報道されております。ただ、今までよりふえるのではなくて、地方が自由に使えるお金という表記がなされております。ということは、先ほど申し上げましたように、地方の自由裁量でもって使える費用がふえると理解していいと思っておりますが、ただ、使うにおいては力がないと使えません。ということは、それだけの知識がないと使えないということでございますので、今まで国が示した制度、示した方法、示したものに対して我々は努力してきたわけですが、自分たちでこの村が何が必要であるかを研究しながら使っていく方向が正しいのではないかと思います。村長はその方針を述べられておりますので心配はいたしておりませんが、ただ、村長が日ごろ言っておられましたように、この美しい村や水、自然を大切にという言葉はいつも言っておられます。先ほど1番議員の質問の中にもございましたが、新しい環境を生かして使っていくということも大切なことです。今まではあるものを守ることも大切ですが、新しい発想を村民の方から今いただいておりますので、こういうものを自然とマッチして使っていく。予算はまさに自由に裁量で使える部分がふえてくると理解をするならば、当然私どもも皆さんの御意見を取り上げながら新しいものにチャレンジをしていくことが必要ではないかと思います。村長の新しい決意を今伺ったわけでございますので、その点を留意された新しい予算を編成されることを望みます。

もう一つ、先ほども申し上げましたように、人口比は統計的に県の統計課の資料を推計人口というのを使って言っているわけですが、2020年度、約10年後でございますが、先ほど言いました数字になるわけです。2,417名だそうでございます、このままいくと。村長の目標の3,500人には1,100足りないということになりまして、今住宅をつくっても何らかの施策を打たなければ入る人はないのでございまして、この方面は産業の振興と地域の住民の安心・安全の問題とはちょっと別でございますので、こちらの方向の施策も必要であろうかと思えます。あわせまして、さっきも少子・高齢化の少子の方と、高齢化の方も診療所の療養施設の改良も来年度検討されているようでございますが、これも人口に見合う、いわゆる使い勝手のよいものを研究してつくっていけるような形になるのではないかと思います。今まではいろいろな制約を国から押しつけられまして、これはだめ、あれはだめというのが多かったわけでございますが、アイデアを出せば、程度乗り切っていけるのではないかというふうに新政権では理解をしておりますので、ちょっとわかりませんが、そんなふうで希望を持った施策をつくっていただきたいなと思えます。以上です。

議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりでございます。ただいま言われました診療所の療養病床も老人保健施設に転換をしていきたいと思っておりますが、これはまた予算の問題でありますので、後ほど議員の皆様方には詳しく御説明はいたしたいと思えます。

また、地方が自由に使える予算、これはマニフェストにもありまして前々から言っておりますが、はっきり申し上げて半信半疑といいますが、なったらいいなということは私も考えておりますし、事業の作り方も今まではメニューにあるものを何とか選んで、じゃあこれをやろうというのが今までのやり方でしたが、今後は自分たちで本当にこの村に必要なもの、我々がやりたい事業を目指していけたら、それにこしたことはないわけで、今後も十分にアンテナをしっかりと立てまして、そのような方向で村政運営を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長（安江 浩君）

以上で一般質問を終わります。

ここで11時15分までの休憩をとります。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（安江 浩君）

再開します。

議案第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第6、議案第77号 東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第77号 東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年12月18日提出、東白川村長。

次のページから全部改正をする条例を改める分を上げておりますけれども、新旧対照表を出しておりますので、新旧対照表で改正部分の説明をさせていただきます。

開いていただいて、1ページですけれども、目次の部分については説明を省略させていただきます。第1章ですけれども、「村」がというふうになっておりますけれども、「東白川村」というふうに改めさせていただきます。第1条のところで「東白川村（以下「村」という。）」というふうな語句を改めさせていただきます。

それから2ページになりますけれども、2ページのところで保険給付の一部負担を第4条で上げておりますけれども、この部分については内容は変えません。条項を変える部分です。

2項のところで「被保険者は往診又は歯科訪問診療」というふうになっておりますけれども、2項の部分が前の条例では抜けた部分がありますので、ここに入れさせていただきます。これにつきましては、16キロを超えて往診または歯科訪問診療した場合については厚生大臣が定める額ということで、その場合については一部負担を払うことを要しないということで入れさせていただきました。

次に、第5条の出産育児一時金からですけれども、ここでは条項の改正でございます。

次のページになりますけれども、6条、それから7条につきましても条を改正させていただきます。

5ページに行きまして、第8条ですけれども、8条で保健事業のことを規定しておりますけれども、ここで「これを」というふうな表現を改めさせていただきますし、それから第9条ですけれども、ここで1条追加をさせていただきました。保健事業を利用させる場合において、利用料については別に定めるという項目を入れさせていただきます。

第5章でございますけれども、「保険料」を「国民健康保険税」というふうに改めさせていただきます。第10条のところで読み上げますけれども、「村は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する」というふうな、「別に定めるところにより」と改めさせていただきます。

改正内容の第5章の第13条から、飛びまして30ページを見ていただきたいと思いますけれども、30ページの第28条の2、保険料に関する申告というところまでですけれども、ここまでににつきましては保険税の方で定めさせていただきますので、ここでは削除をさせていただきます。

それから第6章のところで、雑則として戸籍に関する無料証明というものが第29条で定められて

いたわけですが、県の方へ聞きましたら、このことは該当しないということで、今回の改正で削除をさせていただきます。

第6章からですが、第11条から第14条までですが、条の改正をさせていただきます。

附則のところ、この条例は平成22年4月1日から施行するというふうに規定をさせていただきますし、2項のところでは、出産育児一時金ですが、4万円加算するというので、前回9月に条例を改正させていただきましたけれども、その規定をそのまま載せております。

それから、32ページの改正前の保険料の特例に関することですが、この部分については最後のページまでですが、税条例の方で定めさせていただくというようなことです。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 東白川村国民健康保険条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第7、議案第78号 東白川村国民健康保険税条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第78号 東白川村国民健康保険税条例について。東白川村国民健康保険税条例を別紙のとおり提出する。平成21年12月18日提出、東白川村長。

次のページから東白川村国民健康保険税条例を上げておりますけれども、別紙の説明資料で内容

を説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

国民健康保険料と保険税ですけれども、主な違いですけれども、料の場合は賦課権が2年、税の場合は3年、それから徴収権ですけれども、料の場合は2年、それから税の場合は5年というふうに大きく変わるわけですけれども、説明資料で順番に説明をさせていただきます。

1条のところでは、納税義務者を規定しております。国民健康保険の被保険者である世帯主に課するというふうにしております。

その次の規定については、みなし規定で、擬制世帯主の場合のことを決めております。

それから第2条から第9条、第23条の保険税の減額ですけれども、このことをまとめると以下ようになります。国民健康保険税につきましては、保険料と同じように1番の基礎課税額、それから2の後期高齢者支援金等、それから3の介護納付金ということで、3本立てで賦課をしております。1番の基礎課税額のところで、ここも同じように所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額というふうで4本立てになっているわけですけれども、ここで料率については21年度の料率と同じで決めさせていただきます。3番のところの被保険者の均等割ですけれども、2万2,000円というふうになっております。括弧で7割軽減世帯、それから5割軽減世帯、2割軽減世帯というふうの下米印のところの規定しておりますけれども、世帯の所得によって減額が適用されます。普通ですと、被保険者均等割が2万2,000円ですけれども、7割軽減世帯では6,600円になるというふうに御理解をいただきたいと思います。それから世帯平等割額ですけれども、ここでは特定世帯以外と特定世帯というふうに2本立てになっておりますけれども、これにつきましては、後期高齢者医療の方へ移行されて、国保に1人残られた方がある場合に、5年間ですけれども2分の1にするというふうに規定がされておりますので、特定世帯以外は2万2,900円ですけれども、特定世帯の場合はその半分の1万1,450円というふうな料率となっております。それから、2と3の介護納付金についても同じようなふうで、21年度の料率と何ら変わっておりません。

次の2ページに行きまして、第10条、賦課期日ですけれども4月1日。

それから第11条、徴収の方法ですけれども、ここでは特別徴収の方法による場合を除いて普通徴収の方法で徴収するというふうに規定されております。

それから第12条ですけれども、ここでは納期を上げておりますが、今までと同じように毎月末というふうに決めさせていただきます。

それから13条ですけれども、ここでは納税義務者の発生・消滅等に伴う賦課ということで、月割をもって賦課をするというふうに規定をさせていただきます。

次のページの第14条、特別徴収ですけれども、65歳以上の老齢年金を受給してみえる方については年金から特別徴収を行うというふうに規定をされているわけですけれども、東白川村の場合、口座振替の普及が高いというようなこと、それから徴収率も国が示すものより高いということで、特例を利用して年金からの特別徴収は行っておりません。

15条から20条までは年金の特別徴収のことですので、説明を省略させていただきます。

第21条ですけれども、徴収の特例ということで、ここでは仮徴収のことを規定しております。

それから、次のページの22条ですけれども、徴収の特例につきましては、仮徴収で金額が少ない場合の申し立てというようなことで、前の保険料のときと同じでございます。

それから24条では、国民健康保険税に関する申告ということで掲げております。ここにつきましても前と変わりはありません。

第25条ですけれども、国民健康保険税の減免に関する規定を上げております。と につきましては賦課期日、それから賦課期日後というふうに決めておりますけれども、貧困により生活のために公私の扶助を受けている場合は免除、減免をするというふうに規定しておりますし、 につきましても、災害により住家、家財が滅失したとき減免をするというふうに規定しております。ですけれども、ここは新たに追加をさせていただきましたけれども、失業その他の理由によって前年の所得を著しく減少した場合には減免をするということで、ここは新たに追加をさせていただきます。 につきましては、後期高齢者へ移行されたことによって、以前に社会保険等の扶養であった者については、所得割、資産割を賦課しない。2年ですけれども、そういう規定が、これも前の国保条例にあったものでございます。

第26条ですけれども、納税通知書ということで村長が別に定めるというふうに規定しております。

第27条で、この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については東白川村税条例の定めるところによるというふうに規定しております。

もとの議案の方に戻っていただいて、議案の方で24ページに施行期日を定めております。この条例は平成22年4月1日から施行するというふうにしております。

ただし書きで、附則第10項の譲渡所得、この部分については23年1月1日から施行するというようにさせていただきます。

附則第2項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例から最後までですけれども、この部分につきましては、先ほど国民健康保険条例の中でも説明をさせていただきましたけれども、削除した分を税条例の方につけ加えさせていただきます。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

今お聞きしまして、来年の4月1日から施行ということで、従来国民健康保険料で滞納者があられるわけですが、その方々は税に移行された場合、今度は税としての滞納者になるわけですが、税になった場合の滞納について、村税とか何かというように、利率を滞納者についてはかけるとか、そういうことはあり得るのかどうか。そういうことはないわけですか、ちょっとお願いします。

議長（安江 浩君）

村民課長。

村民課長（安江弘企君）

保険料の滞納額については、保険料として時効が2年ということで処理をさせていただきますし、新しく発生しました滞納額については保険税ということで徴収権5年ということで処理をさせていただきます。徴収権の順番でいきますと、国税、それから地方税、保険料というふうになっておりますので、保険料の部分から徴収権が一つ上へ上がったというふうに解釈をしております。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 東白川村国民健康保険税条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 東白川村国民健康保険税条例については、原案のとおり可決されました。

議案第79号から議案第84号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第8、議案第79号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から日程第13、議案第84号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件を補正関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第79号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,448万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表の朗読は省略をさせていただきます。

5ページ、第2表をお願いします。

地方債補正。追加でございます。防災対策事業が起債の目的でございます。限度額が420万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては既定の地方債と同様のため、朗読説明を省略させていただきます。これは、「Jアラート」の整備に係るもので、防災対策事業を今のところは予定をさせていただきます。

9ページへ入らせていただきまして、2の歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目、村民税の個人分ですが、補正額が171万円の減額、所得の伸びの低下によるものでございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額28万4,000円の追加。

12款1項3目民生費使用料、補正額36万9,000円の追加でございます。これは、せせらぎ荘の利用者の方の居室利用料、2名の方の9ヵ月分ということで、再調査の結果、7月に調査を行って、それ以降発生したということで上げております。

7目商工費使用料、補正額4万2,000円の減、これはエコトピア住宅の固定資産税の評価がえによる減額でございます。

13款2項9目消防費国庫補助金、補正額934万8,000円追加、これが防災情報通信設備整備事業(Jアラート)に対する補助金でございます。

10ページへ入りまして、3項2目総務費国庫委託金、補正額が574万円の減でございますが、地域ICT利活用モデル構築事業の入札差金の減額でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額42万5,000円の追加、これは後期高齢者医療基盤安定制度負担金の法改正に伴う増額でございます。

5目県移譲事務交付金、補正額11万円の追加でございます。商工会の設立認可等移譲事務交付金以下公的個人認証サービス移譲事務交付金の決定によります11項目の増減によるものです。

8目の土木費県負担金は、補正額18万円の追加、地籍調査の県負担金の追加でございます。

2項3目民生費県補助金、補正額が15万8,000円の追加でございますが、高齢者在宅福祉活動ということで、次のページの方にあります老人クラブ、それから老人クラブ連合会による健康づくりそれぞれの分と、認可保育所のところで、インフルエンザ対策用の加湿器、空気清浄機等の6台に対する地域子育て創生事業補助金の新たに追加ということで、その差し引きでございます。

4目衛生費県補助金、補正額20万1,000円追加、これは新規の地域子育て創生事業補助金(プレマルーム)というものでございます。

6目農林水産業費県補助金、補正額41万2,000円追加、飛騨・美濃・じまん農産物育成支援事業ということでございます。

7目商工費県補助金496万6,000円の追加でございます。緊急雇用創出事業臨時交付金の追加分でございます。

3項2目総務費県委託金、補正額7万円の追加。ここは三つの統計調査の委託金の決定によるものでございます。

15款2項2目不動産売払収入、補正額2万7,000円追加、これは平5号線の道路区画外村有地5.5平米の売り払いでございます。

3目不動産売払収入、補正額15万9,000円追加、これはわかあゆ1号の当初予定しておりましたよりも高く売れたということで、収入が上がっております。

16款1項2目指定寄附金、補正額50万円の追加、ふるさと思いやり基金指定寄附金が6件で30万円と、それから民生費の方で社会福祉施設整備指定寄附金、お二方から20万円でございます。

18款1項1目繰越金、補正額524万6,000円の減額でございます。

13ページに入りまして、19款4項4目の雑入、補正額780万9,000円の追加でございます。ここでは、大きなものは広域連合の後期高齢者の前年度の精算還付金というのが732万8,000円ほど入っております、ほかにも減額のものもございますが、差し引きで780万ほどの収入等でございます。

20款1項9目消防債、補正額420万円の追加、全国瞬時警報システム整備事業に対する村債でございます。

3.歳出の方をお願いします。2款1項1目一般管理費、補正額107万9,000円の追加、ここでは総務一般管理費のところ、庁舎の1階の環境改善工事ということで、庁舎1階の冬季における寒さ対策でございますけれども、シーリングファン4基と、階段にパーテーションを設置して暖気を2階以上に上げないという工事を実施したいというものでございます。それから、ふるさと思いやり基金積立金が30万円でございます。それから、総務管理費の各種負担金のところでは、越原地域集会場の井戸の埋め戻しに対する工事の補助金でございます。3万円でございます。立村120周年記念事業につきましては、精算しまして減額補正させていただくものでございます。

4目会計管理費、補正額3万5,000円の追加で、これは平成22年4月から郵便局での村税等の振込手数料を無料にする納付書を印刷したいというもので3万5,000円でございます。

6目企画費は補正額はございませんが、移譲事務交付金の確定による財源補正でございます。

10目地域情報化事業費、補正額が357万8,000円の減額、ここはC A T V維持管理費のところでは備品購入で告知端末機でございますし、委託対象のI C Tモデル構築事業のところでは入札差金の減額でございます。それと、委託対象外のところでは臨時工員の賃金、それから需用費のところでは、P R用のシートとか現場看板、事務所の看板等をつくるもの。それから、役務費のところも金額がございしますが、これは住まいの総合展示会というのが来年2月20日から21日にかけて岐阜産業会館で行われます。そこでI C TのP Rをしたいということで、新聞の広告料も含めて36万8,000円というものでございます。

16ページに入りまして、2項1目の税務総務費、補正額8万1,000円の追加、これは超勤手当でございます。

3 項 2 目住民情報処理費、ここは財源補正でございまして、公的個人認証サービス県移譲事務費交付金の確定によるものです。

5 項 1 目統計調査費、補正額 7 万 6,000 円の追加、それぞれ工業統計、経済センサス、農林業センサスの委託金の確定による補正でございます。

17 ページの 3 款 1 項 1 目住民福祉費、補正額 26 万 4,000 円の追加、後期高齢者医療特別会計の繰出金です。

2 目福祉医療費 3 万 3,000 円の追加、これは前年度の返還金でございます。

3 目保健福祉費 494 万 8,000 円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金の減と、保健福祉費一般では寄附金の基金への積み立て、それから母子福祉事業のところでは財源補正でございます。ぬくもり灯油券のところでは、若干利用者の増加が見込まれるということで 10 万円の追加でございます。

4 目老人福祉費、補正額 57 万 3,000 円の減ということで、上の三つにつきましては財源補正で移譲事務交付金の確定によるものですし、それから外出支援車両整備のところでは、わかあゆの更新に係る確定による減額というものでございます。

19 ページの 2 項 2 目認可保育所費のところの補正額が 56 万 4,000 円の追加、これは修繕料のところでは屋外の大型の時計の修繕でございますし、備品につきましては、インフルエンザ対策ということで、補助金を受けて空気清浄機 6 台を整備するものでございます。

4 款 1 項 3 目母子健康センター費、補正額 20 万 1,000 円の追加ということで、説明欄の母子健康センター費一般のところは、助産師の研修の回数の減による財源補正でございます。それから地域子育て創生事業につきましては新規採択を受けたもので、報償費、需用費、役務費、それから備品購入費のところでは、沐浴人形一式といったものでございます。

5 目の環境対策費は、移譲事務交付金確定による財源補正です。

6 目廃棄物対策費、補正額 16 万円の追加、ここでは生ごみ処理機の設置補助金を 4 基分追加するというものでございます。

それから、6 款 1 項 2 目の農業総務費、ここは補正額ゼロですが、これも移譲事務交付金の財源補正でございます。

3 目農業振興費、補正額 108 万 3,000 円の追加、これは耕作放棄地対策事業の追加と飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金でございます。それからもう一つ、農業振興費各種補助金のところでは、イノシシ防護さくの設置補助の 14 件分を追加するものでございます。

4 目農業構造改善事業費、補正額 16 万 3,000 円追加、ここは五加センターのトイレの改修の補助でございます。

それから 21 ページに入りまして、5 目山村振興事業費、補正額 36 万 8,000 円の追加、これは野菜村の店舗床の内装修繕というものでございます。

2 項 2 目林業振興費は補正額ございません。有害鳥獣に係る移譲事務の確定による財源補正でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額ゼロ。これも財源補正でございます。

2目地域づくり推進費、補正額492万5,000円追加、ここではエコトピア住宅の固定資産減額による減額と緊急雇用での追加、景観整備3号委託というものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額213万円の追加、ここは生活道路の整備補助金でございます。

2目地籍調査費、補正額23万7,000円の追加、これは地籍調査の組み替えと委託料の追加というものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額8万円の追加、移譲事務交付金による財源補正でございます。

それから、最後のページの3目災害対策費、補正額1,410万円の追加。これは、Jアラートの整備に係る費用でございます。

一般会計は以上でございます。

議長（安江 浩君）

ここで暫時休憩をとります。再開は1時のチャイム後に始めさせていただきます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（安江 浩君）

会議を再開します。

村民課長。

村民課長（安江弘企君）

議案第80号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,551万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

10款1項1目繰越金、補正額206万2,000円、前年度の繰越金です。

3. 歳出。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額206万2,000円、説明欄に書いてありますけれども、高額医療費の交付金の戻し入れ分を支出するものです。

議案第81号 平成21年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ512万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの2の歳入から説明させていただきます。

3款1項1目医療費県負担金、補正額2万円、医療給付費県負担金でございます。

5款1項1目繰越金、補正額10万7,000円、前年度の繰越金でございます。

6ページに行きまして、3.歳出。2款1項1目医療給付費、補正額はゼロですけれども、財源補正で国庫をふやして一般財源を減らさせていただきます。

3款1項1目償還金、補正額12万7,000円。説明欄に書いてありますけれども、前年度の交付金等の精算金でございます。

議案第82号 平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)。平成21年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,213万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,583万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから飛びまして5ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、6ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額252万6,000円の減額でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額754万8,000円の減額でございます。これですけれども、以下、給付費の減額に基づき減額をするものでございます。

3款2項1目調整交付金、補正額416万5,000円の減額でございます。

2目地域支援交付金(介護予防事業)、補正額6万円。これは、地域事業の賃金等が要しましたので、これに合わせて25%を補正するものでございます。

3目地域支援交付金(包括的支援・任意事業)、補正額10万9,000円。

7ページへ行きまして、4款1項1目介護給付費交付金、補正額1,279万5,000円の減額でございます。

2目地域支援交付金、補正額7万2,000円の増でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額631万5,000円の減額でございます。

5款2項1目地域支援交付金(介護予防事業)、補正額3万円。

2目地域支援交付金(包括的支援・任意事業)、補正額5万4,000円。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額533万2,000円の減額でございます。

2目の地域支援繰入金(介護予防事業)ですけれども、補正額3万円でございます。

3目の地域支援繰入金(包括的支援・任意事業)ですけれども、5万4,000円の補正でございます。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額386万6,000円の減額でございます。

続きまして9ページですけれども、3．歳出からでございますけれども、2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額2,090万の減額でございます。これにつきましては、訪問介護、それからショートステイ等の需要を見ておったわけですが、給付金が減ったということで減額をさせていただきます。

2目施設介護サービス給付費、補正額1,965万円の減額でございます。これにつきましても、特養、それから介護療養施設の需要をそれぞれ見込んでおったわけですが、それぞれ対象者が減ってきたということで減額をさせていただきます。

4目居宅介護住宅改修費、補正額30万円。

5目居宅介護サービス計画給付費、補正額240万円の減額です。これにつきましても、介護予防サービス、それから介護サービスの計画対象者が減ったということで減額をさせていただきます。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費ですけれども、補正額24万円の増額でございます。説明欄に書いてありますけれども、特定高齢者把握事業で賃金が不足するということで補正をさせていただきますけれども、介護予防事業で訪問調査を行うということで、賃金が足りないということで補正をさせていただきます。

次のページの5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額27万2,000円。これも説明欄にありますけれども、臨時雇用賃金が不足するということで補正をさせていただきます。特定高齢者ですけれども、訪問で指導を行うということで、賃金が不足するということで補正をさせていただきます。

5目任意事業費ですけれども、補正額ゼロ。これにつきましては、報償費で組んでいたものを3万円減額して委託費ということでのぞみの丘の方へ委託費として出すように組み替えをさせていただくものでございます。

議長（安江 浩君）

診療所事務局長。

国保診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第83号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,192万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表及び4ページの1．総括を省略させていただきます、5ページの2．歳入から朗読します。

6款1項1目繰越金、補正額182万2,000円の減額、これは前年度繰越金です。

8款1項1目指定寄附金、補正額10万円。これは指定寄附金の1名からの指定寄附でございます。

次6ページ、3．歳出。1款1項1目一般管理費、補正額72万2,000円の減額。これにつきまし

ては説明欄にありますように、需用費、燃料費ですが、今回、空調の工事を行ったことによりまして、重油等の燃料の減額をさせていただきます。それから備品購入費10万円、これにつきましては寄附金をいただきましたので、一応予定はパソコンを購入する予定で10万円計上しております。公課費、消費税納付金ですが、病院から診療所へ移った関係で当初予算より37万8,000円増額になり、その納付金でございます。

2款1項1目医業費、補正額100万円の減額、これにつきましては7節の賃金ですが、運転手でございますけど、途中退職されまして、その分にかわる者について職員で対応したということで100万円の減額でございます。以上です。

議長（安江 浩君）

村民課長。

村民課長（安江弘企君）

議案第84号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,236万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表、4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2．歳入から説明させていただきます。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額55万8,000円、現年分の特別徴収保険料でございます。

2目普通徴収保険料、補正額96万4,000円の減額、普通徴収保険料でございます。

2款1項2目督促手数料、補正額1万円、督促手数料です。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額26万4,000円、説明欄にありますけれども、一般事務費の繰り入れ分を減額させていただいて、保険基盤安定分に係る分を56万7,000円ということで補正をさせていただきます。

5款2項1目雑入、補正額30万1,000円、説明欄にありますけれども、広域連合の保健事業費負担金ですけれども、前年度分の精算ということで戻ってきております。

6ページになりますけれども、6款1項1目繰越金、補正額8,000円の減額です。前年度の繰越金です。

3．歳出。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額16万1,000円。説明欄にありますけれども、広域連合の保険料の負担金でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から議案第84号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から議案第84号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

議案第85号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第14、議案第85号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（安江 宏君）

議案第85号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成21年12月18日提出、東白川村長。

記、財産の名称・数量並びに設置場所、名称・数量、別紙のとおり。

もう1枚の方をごらんいただきたいと思います。

別紙で仕様書番号、東教購第2号ということで、情報機器の購入の明細を載せております。

名称、品名、規格、全体数量、小学校、中学校、公民館、保育園の配置ということで読み取りいただきたいと思います。

50インチデジタルテレビ、全体で12台、小学校へ7台、中学校へ4台、保育園へ1台。7段飛んでいただきまして、50インチデジタルテレビ1台、公民館へ1台、1段飛びまして42インチデジタルテレビ2台で、小学校へ1台、中学校へ1台。4段飛んでいただきまして、37インチデジタルテレビ、台数で2台、小学校1台、中学校1台の配備予定でございます。及び周辺機器と、中学校につきましては地デジ導入のための経費が必要ということで明細として上げさせていただきました。これの裏面をごらんいただきたいと思います。電子黒板機能つきテレビということで、文教モデルのものを全

体で2台、小学校に1台、中学校に1台。それに周辺機器ということです。それからノートパソコンの方が36台で、小学校に32台、中学校に4台というものです。

議案書の方へお戻りをいただきまして、これの設置場所につきましては、東白川村神土平及び中通地内ということです。取得の目的、学校等情報通信技術環境整備事業による情報機器の取得。取得の方法、指名競争入札。4．取得予定価格、1,256万8,500円。5．購入先、岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地の4、株式会社インフォファーム、代表取締役 辻博文。

別冊の説明資料の最後から2番目のところをごらんいただきたいと思います。

議案第85号 財産の取得についての事業概要及び目的ということで、この事業は教育委員会が所管する諸施設のデジタルテレビ、コンピューターの整備など学校等のICT環境の整備を図るもので、文部科学省学校情報通信技術環境整備事業補助金と地域活性化・経済対策臨時交付金を活用して実施するものです。補助事業により、小学校、中学校にはデジタルテレビ、電子黒板機能つきテレビ、教育用パソコンとその周辺機器を、はなのき会館にはデジタルテレビと周辺機器を、みつば保育園にはデジタルテレビと周辺機器をそれぞれ整備するものです。これらを活用して教育活動が時代に即応した形に対応することが可能になるもので、学校等ではこれらを駆使してわかりやすい授業、保育事業を推進するものです。2段飛びまして工期ですが、契約の日から22年3月19日までということで、指名業者につきましては個々にごらんの5社でございました。以上です。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

国の方から補助金が出てこれだけのものを購入できる、ありがたいわけですけれども、一つ設置場所の中で、公民館ということではなのき会館があるわけですけれども、村の中にも拠点というか、例えば五加なら五加センター、神土は鮎ヶ瀬会館、越原は越原センターとあるわけですけれども、ああいうところは、一応災害の場合の避難場所にもなっております。それで、ことしも台風18号が接近ということで、五加センターは避難場所で、ちょっと人数はあれですけれども、待機して一晩あそこで寝泊まりしてもらったわけですけれども、何もそういう情報網が、ただ寝泊まりするということで、公民館にはそういう器具がないものですから、今回はこういう事業で補助金でやれたということで、その枠の中には入らなかったかもしれませんが、ちょっとその辺のことで、災害時の避難場所でこういうものも必要なこともありますので、ちょっと考慮をして、次回のときに何か考えてもらおうとありがたいと思うんですけど。

議長（安江 浩君）

教育課長。

教育課長（安江 宏君）

この制度の関連の方だけ先に説明させていただきます。

はなのき会館が該当になったのは、文科省の指定ということで、公民館法に指定された公民館で、補助事業の枠指定があって採用されたということで御理解いただきたいと思います。

議長（安江 浩君）

村長。

村長（安江眞一君）

今、教育課長が答えましたように、これは教育関係の補助金と、それに村の負担は今度の経済対策交付金でいいよという、全く村の費用は要らないということでしたので、教育関係ということでこのようなことですが、主たる避難所等もこのような事業があるといいわけですが、おっしゃるようが必要であるということは認識しておりますので、今後、何らかの形でこのようなことがあるとは限りませんので、村でも考えていかなければならないとは思っておりますので、順次考えてまいります。

〔挙手する者あり〕

議長（安江 浩君）

3番 今井保都君。

3番（今井保都君）

来年度の予算でこういう設備も私は必要じゃないかと思っておりますので、来年度予算の中で、そんな5台も6台もじゃなしに、各拠点に1台ずつということですので、ちょっと考慮して、何とか実現の方へ向いていただくとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第85号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

議案第86号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第15、議案第86号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（安江 宏君）

議案第86号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成21年12月18日提出、東白川村長。

記1．契約の目的、東白川小学校大規模改造工事。2．契約の金額、変更前2億6,670万円、変更後2億6,951万850円。3．契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2109番地3、木村建設株式会社、代表取締役 木村成人。4．契約の方法、随意契約。

説明資料の最終ページをごらんいただきたいと思います。

議案第86号 工事請負変更契約の締結についての説明ということで、4月28日から着工しております大規模改造工事について、一部に変更契約、増額をしたいために今回上程させていただくもので、工期については22年1月29日までで変わりはありません。

変更契約の内容で、今回の増減額は281万850円を増額するものでございます。

工事の変更概要の欄をごらんいただきたいと思います。

1の建築工事では、転落防止のための手すりを普通教室棟の2階のワークスペース側にステンレス製のメッキのパイプを3本ずつ、5スパンに設置するもの。それにスロープの設置ということで、北の棟から体育館へ行く通路のところの校舎北玄関のかまち部と土間への出入り口の部分2カ所。それから、ずうっと廊下を渡りまして、体育館の南東玄関のところの階段部分と体育館への出入り口の部分2カ所にそれぞれスロープを設置するもので、木製で設けて車いすでの通行を可能にするものです。それから三つ目が、職員室前の舗装工事でございます。アスファルト舗装322平米ということで、当初計画では工事のためにめくったところを舗装修繕するような現場復旧が内容であったわけですが、職員室前から児童玄関の入り口までの部分を全面舗装させていただくような追加をお願いするものでございます。

それから二つ目の電気設備工事の追加につきましては、なかよし広場の壁かけスピーカーを設置するもので、現場での放送音が不足しておりましたので、1基増設するものです。

それから、三つ目が機械設備工事の追加ということで、保健室の多目的トイレ、幼児用の便座を1個追加。それから、運動場の外部トイレの小便器のフラッシュバルブの交換、それから、消火器のボックス等の設置ということで、地下タンクに設置する消火栓のボックスを3台、それから家庭科室のガス工事ということで、ガスオープン、こんろ等の交換一式、それから外部地下タンクで、湯面計、給油管の改修ということで、油漏れを改修するものでございます。それから、外部消火栓のポンプにつきましては、ポンプ周りの改修ということで、水漏れを改修するものでございます。

消火栓ボックスの設置から消火栓ポンプ周りの部分につきましては、消防署の立入検査の際の指摘事項に対応し、クリアするために行うものでございます。以上、281万850円の追加を変更契約したいものでございます。以上です。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第86号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第87号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（安江 浩君）

日程第16、議案第87号 茶業振興に関する意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

4番 安倍徹議員。

4番（安倍 徹君）

議案第87号 茶業振興に関する意見書について。右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成21年12月18日提出、提出者、安倍徹。賛成者、服田順次、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安江浩様。

茶業振興に関する意見書。

現在、全国の茶産地では、それぞれの地域の気象や立地条件を生かした生産を行っており、それらの風土にはぐくまれた緑茶は、平成21年度において荒茶生産で約9万トンとなりました。

お茶は歴史的にも日本の生活文化の発展とともに深く根をおろし、また食習慣を通じて健康増進に役立ち、地域経済の浮揚と発展にも寄与し、広く日本の産業振興に尽力してきたことはだれもが認めるところであります。

しかしながら、昨今の茶業情勢を見ると、世界的経済情勢の悪化に加え、生活習慣の多様化などにより、リーフ茶を中心に緑茶の消費は減少の一途をたどり、市場価格は低迷し続け、このままでは茶生産地の存続はおろか、日本の農業からも埋没するのではないかと危惧されています。また、近年の茶業界の状況は極めて危機的な状態であり、これまで土地の集積、茶園の造成、茶工場経営、販路開拓など懸命に汗を流しながら頑張り続けてきた地域の担い手が、その努力が報われないまま将来の展望を断ち切らざるを得なくなる事態に陥れば、単に茶農家だけの問題ではなく、日本の伝統文化の継承、農業・農村の活性化、地域経済へ及ぼす影響や損失ははかり知れないものがあります。こうした情勢下において、特に当地のような山村で立地条件の悪い生産地では、他の生産地と比べてもコスト高は否めず、加えて茶価の低迷などにより、担い手不足はさらに深刻であり、このままの状態が続けば、先人たちの築いた茶産地は崩壊の危機に瀕しています。

日本の農業政策の中では、お茶は単なる嗜好品扱いにより価格の安定対策もなく、茶業の将来展望などは全く見えてこないのが現状です。こうした現状を踏まえ、国におかれては、再度、日本の茶業を見直し、茶業界が将来にわたり安定的かつ健全な発展を続けていくため、左記事項について早急に実現されるよう強く求めます。

記1．茶生産者の価格の低迷に対処し、茶の需給動向に即応した茶業の安定的かつ持続的な発展を図るための茶業振興法（仮称）制定の実現。

2．産地における茶園や製茶工場などの老朽化に伴う茶園の改植や基盤整備・施設整備などのさらなる整備強化対策の実現。

3．荒茶価格低迷に対する安定対策の実現。

4．緑茶の有する健康機能の一層の明確化や新商品開発など需要開拓の取り組みに対するさらなる強化需要拡大策の実現。

5．古くから国民生活に定着して発展してきたお茶文化のさらなる振興方策の実現。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月18日、東白川村議会議長 安江浩。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣あて。以上でございます。

議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号 茶業振興に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第87号 茶業振興に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（安江 浩君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

議会運営委員長（安倍 徹君）

平成21年12月18日、東白川村議会議長 安江浩様、議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記 1．会期及び会期延長の取り扱いについて。 2．会期中における会議の日程について。 3．議事日程について。 4．一般質問の取り扱いについて。 5．議長の諮問事項に関する調査について。 6．その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

議長（安江 浩君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（安江 浩君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成21年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後 1 時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員